

教 生 学 第 8 号
令和2年(2020年)4月3日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

学校の再開後の「心のケア」に関する留意事項について(通知)

学校の再開に向けては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」(令和2年3月27日付け教健体第1096号通知)等を踏まえ、各学校において準備を進めていただいているところですが、学校の再開後についても、自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられること、また、感染者、濃厚接触者とその家族はもとより、感染拡大警戒地域等から転学してきた児童生徒に対する偏見や差別が生じない取組が必要であることから、教育相談体制の充実を図ることが重要です。

つきましては、児童生徒の心のケアに関し留意すべき事項について、次により、所管する学校に周知し適切に対応してください。

記

1 教育相談について

- (1) 児童生徒は、臨時休業及び学年末・学年始め休業により長期間、学校から離れた生活を送っており、様々な不安を抱えていると考えられることから、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携するなどして、児童生徒や保護者を対象とした教育相談体制の充実を図ること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う臨時休業など、子どもを取り巻く環境が大きく変化していることや、進級や進学、転学など新学期開始に伴い児童生徒が不安なども感じやすい時期であることを踏まえ、教職員は、これまで以上にきめ細かく児童生徒を見守り、小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に万全を期すこと。

なお、児童生徒の心とからだの状態を客観的に把握する「臨時休業に係る児童生徒の『心とからだのチェックリスト』について」(令和2年3月12日付け事務連絡)なども参考に、児童生徒一人一人に応じて対応すること。

- (3) 児童生徒や保護者に対し、24時間無料で電話相談ができる「子ども相談支援センター(0120-3882-56)」を活用できることを改めて周知すること。

2 出席等の取扱いについて

学校の再開後の出席等の取扱いについては、令和2年3月27日付け教健体第1096号通知によるものとするが、保護者や児童生徒の中には、感染への不安を抱えているケースも想定され、保護者から欠席させたいと相談があった場合には、不安等に寄り添いながら、学校での感染症予防策やいじめ対策について、丁寧に説明し理解を得られるよう努めること。

なお、保護者が学校での感染に不安があり、児童生徒を欠席させる場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うなど配慮すること。

3 欠席した児童生徒への教材等の提供について

(1) 児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供すること。

また、文部科学省「子供の学び応援サイト」、道教委「チャレンジテスト」、千歳科学技術大学のeラーニング等の活用も考えられること。

(2) 児童生徒が生活リズムを整えながら、自学自習することができるよう、電話や家庭訪問等により適宜指導すること。

(3) 欠席による学習面での遅れについて不安を感じている保護者や児童生徒に対しては、上記の対応について丁寧に説明し不安解消に努めること。

学校教育局生徒指導・学校安全課

高校教育課

義務教育課

特別支援教育課

健康・体育課